

無期転換ルールへの対応はお済みですか

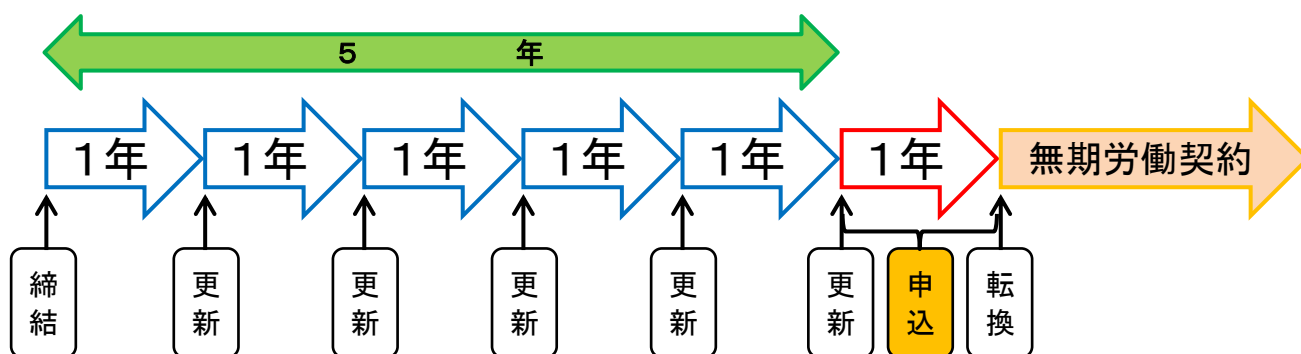
—平成30年（2018年）4月1日から本格運用開始—

無期転換ルールとは、同一の事業主との間で結ばれた有期労働契約が通算で5年を超えて反復更新された場合に、労働者の申込（無期転換申込権の行使）により、無期労働契約に転換するルールです（労働契約法第18条・平成25年4月1日施行）。

パート・アルバイト・準社員・契約社員などの名称にかかわらず、**雇用期間に定めのある労働者を1人でも雇用していれば、対応が必要です。**

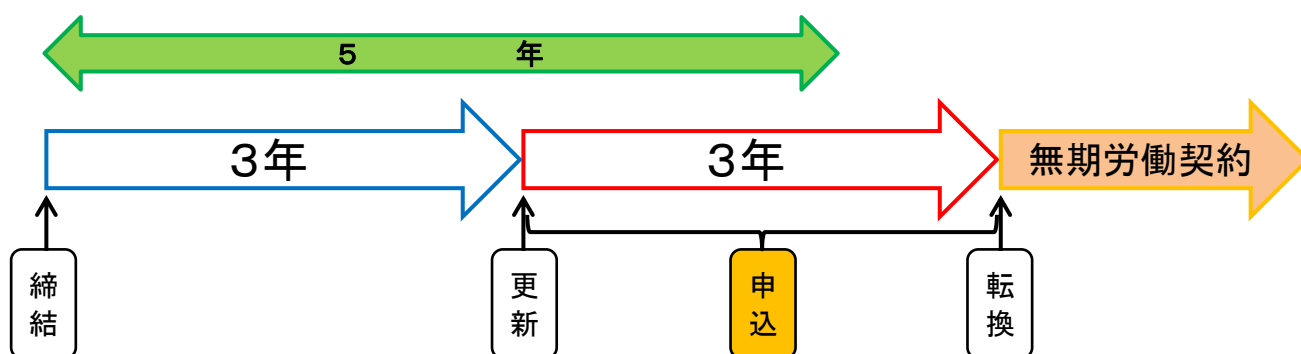
1. 無期転換の例

① 契約期間1年の場合



※ 通算5年を超えて契約更新した労働者が、その契約期間中に無期転換の申込をしなかったときは、次の更新以降でも無期転換の申込ができます（**契約が反復更新されている間は、無期転換の申込が可能**）。

② 契約期間3年の場合



○申込… 平成25年4月1日以後に開始した有期労働契約の通算契約期間が5年を超える場合、その契約期間の初日から末日までの間に、無期転換の申込をすることができます。

○転換… 無期転換の申込をすると、事業主が申込を承諾したものとみなされ、無期労働契約がその時点で成立します。無期に転換されるのは、申込時の有期労働契約が終了した翌日からです。

○無期労働契約… 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、**別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一**となります。別段の定めをすることにより、変更可能です。

○更新… 無期転換を申し込まないことを契約更新の条件とするなど、あらかじめ労働者に無期転換申込権を放棄させることはできません（法の趣旨から、そのような意思表示は無効と解されます）。

また、無期転換させないことを目的に、特別な理由なく雇止めを行うことは、大きなトラブルを招くおそれがあります。

2. 対応が必要となる点

○就業規則の整備

例えば…・無期労働契約への転換に関する定めは設けていますか。

・無期労働契約に転換した労働者に対する**定年などの定め**は設けていますか。

○労働者への周知

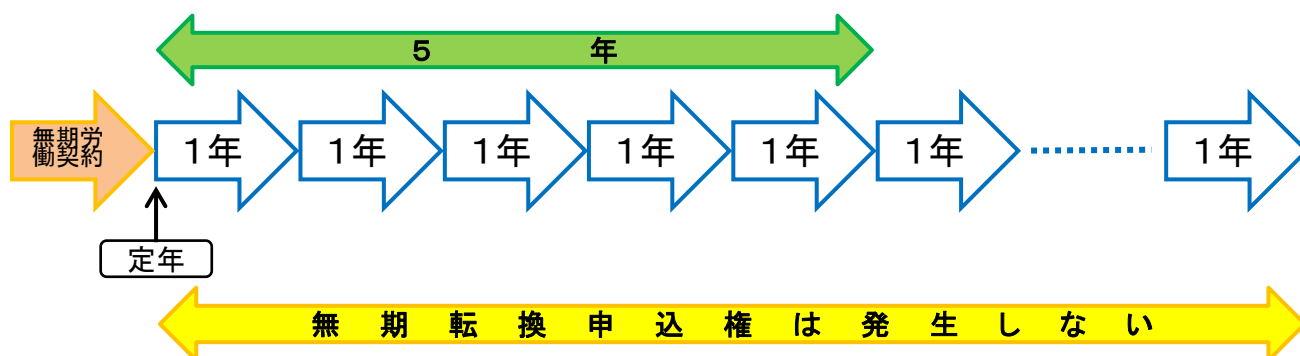
例えば…・労働条件通知書・労働契約書に**無期転換に関する事項**が記載されていますか。

※ その他、無期転換ルールの概要や、制度導入のポイント、厚生労働省が実施する支援策などについて、「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」を開設しています。ご利用ください。
<http://muki.mhlw.go.jp>

3. 無期転換ルールの特例：有期雇用特別措置法（有期特措法）

定年に達した後引き続き雇用される有期契約労働者（継続雇用の高齢者）には、「**無期転換申込権が発生しない**」特例があります。

特例の対象となるためには、有期特措法に基づき、その雇用する事業主が、「適切な雇用管理に関する計画を作成し、**都道府県労働局長の認定**を受ける」ことが必要です。



※ 定年を既に迎えている方を雇用する事業主が認定を受けた場合、そうした方も特例の対象となります。ただし、労働者が**既に無期転換申込権を行使している場合を除きます**。

① 特例の適用を受けるには

- 雇用管理措置に関する計画（第二種計画）の認定申請が必要です。
- 雇用管理措置の計画を作成したうえで、第二種計画認定申請書を三重労働局（雇用環境・均等室）あて提出してください。申請書は**本社・本店で一括して**作成してください。
- 提出は、直接持参のほか郵送によることも可能です。
- 申請にあたっては、**原本と写しの合計2部**を提出してください。
- 申請結果の通知書は、申請者に直接交付します（社会保険労務士などの代行受領はできません）。遠隔地などの理由により、郵送での交付を希望される場合は、**簡易書留郵送分の切手**を貼付した返信用封筒をご用意ください。

② 申請書の提出先

- 三重労働局 雇用環境・均等室

〒514-8524 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎2階

③ 申請書のひな形、無期転換ルール・有期特措法に関するパンフレット

- 厚生労働省のホームページからダウンロード可能です。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/index.html